

「改正憲法20年施行」発言

メディア選別し利用 「安倍流発信」の思惑

毎日新聞 2017年5月12日

安倍晋三首相は憲法記念日の3日付読売新聞のインタビューと、同日の改憲派集会へのビデオメッセージを通じ、憲法を改正して2020年の施行を目指すと表明した。首相は第2次政権発足後、重要な政策やメッセージを発表する場合、記者会見などの開かれた場のほかに、一部のメディアをしばしば利用している。今回の手法にも「メディアを選別し、都合のよい情報発信をしている」との指摘が出ている。【青島顕、川名壮志】

「自民党総裁としての考えは読売新聞に相当詳しく書いてある。ぜひ熟読してほしい」。安倍首相は8日の衆院予算委員会で、長妻昭氏（民進）から憲法改正発言の真意を問われ、そう強弁した。

「読売を熟読して」 国会答弁に騒然

首相は内閣には改憲の発議権がなく、発言は自民党総裁としてしたものだと立場を使い分け、「(国会答弁には)首相として立っており、(自民党)総裁としての考えはそこ(新聞)で知ってほしい」と述べた。

「新聞を読めってのか」。野党側は答弁を避けた首相に反発し、騒然となった。野党の理事に詰め寄せられた浜田靖一委員長（自民）は「一部新聞社の件等々あったが、この場では不適切なので、今後気をつけていただきたい」と収めたが、首相はどこ吹く風の表情だった。

首相は4月24日夜、読売新聞の渡辺恒雄・グループ本社主筆と会食した。その2日後の26日、失言問題で今村雅弘・復興相（当時）を事実上更迭した後、同紙の前木理一郎・政治部長のインタビューに応じた。

読売新聞は1週間後の3日、「憲法改正 20年施行目標」「9条に自衛隊明記」との見出しで首相の発言を1面トップで報じ、4面の大部分を使って全文を掲載した。

インタビューでは、現行の9条の条文を維持したうえで自衛隊を明記するという首相の意向が語られている。しかし、それによって自衛隊の役割が変わるのかといった肝心な点への質問はされないまま終わっている。首相は3日の改憲派集会にもビデオメッセージを寄せ、読売新聞のインタビューとほぼ同様の内容を語っている。

「批判的質問受けぬ方法選んでいる」

鈴木秀美・慶応大教授（憲法、メディア法）は「重要な問題であるにもかかわらず、首相が一方的に意向を表明しているだけだ。批判的な質問を受けずに済む方法を選んでおり、メディアを選別した非民主的な手法だ。自民党総裁として党本部などで記者会見し、質疑

応答の中で真意を明らかにすべきで、首相の発言とともに各メディアの分析や批判も報じられるのがあるべき姿だ」と指摘する。さらに「読売新聞も首相のメディア戦略に呼応し、利用されている。報道機関として期待される権力監視の役割を果たすどころか、政権に協力し一体化していると言われても仕方がない」と批判する。

元テレビ朝日記者で「放送レポート」編集長の岩崎貞明さんは、読売新聞のインタビューが「改めて憲法改正にかける思いを」という質問から始まっていることに着目する。

「現行憲法をどう考えるかを問うことから始めるべきなのに、改憲が前提の質問になってしまっている。いまの憲法にどんな問題があるかという視点に欠けており、変えることが双方にとって自己目的化しているのではないか」と指摘する。

「憲法論議を官邸主導にした」

民主党政権で内閣広報室審議官を務めた下村健一・白鷗大客員教授（ジャーナリズム）は、読売新聞が1面の記事の肩書として「自民党総裁」を冒頭の2度のみにして、以後は「首相」を使ったことの効果に注目する。「安倍氏は国会で『総裁としての発言。読売を熟読してほしい』と答弁した。しかし、読者には首相としての発言として記憶されるし、首相と書かれた以上、内閣スタッフは首相としての安倍氏の意向をそんたくして動かざるをえない。結果的に安倍氏はメディアを使って憲法論議を官邸主導にした」と話す。

読売新聞グループ本社広報部は毎日新聞の取材に対し、「取材や記事作成の経緯等に関しては従来お答えしていません」としている。

歴代の首相は単独インタビューに応じず、記者会見の場でさまざまな形の質問に答えるのが内閣記者会との慣例になっていた。ところが12年末の第2次安倍政権発足後、単独インタビューを通じた情報発信を始め、各報道機関の申し出に応じるようになった。ただ最近では、発信の対象を一部メディアに限っているとの指摘もある。15年の安全保障関連法審議中に国民から反対の声が広がった時には、BS日テレとフジテレビに長時間出演した。

第2次安倍政権誕生以降の政権・自民党とメディアの関係

<2012年>

12月 第2次安倍政権が発足

<13年>

1月 内閣記者会との慣例によらず、首相が報道機関の単独インタビューを通じた発信を開始

7月 TBSの報道番組が「公平さを欠いた」として、自民党役員が参院選公示当日にTBSの取材を拒否。翌日解除

<14年>

11月 衆院選を前に、TBSの報道番組がアベノミクスに否定的な街の声を紹介したところ、生出演中の首相が「選んでおられる。全然、声が反映されていない」と不快感を示す。その後、自民党が在京テレビ各社に選挙報道の「公平中立」を求める文書を渡す

同月 自民党がテレビ朝日の報道番組のアベノミクス報道に対して「公平中立」を求める要望書を出す

<15年>

7月 安全保障関連法の審議を巡り、自民党が所属議員に報道機関の取材を断るよう指示。衆院通過後、首相はBS日テレとフジテレビに長時間出演し、政府の考えを説明

<16年>

7月 首相が参院選投開票日の慣例だったラジオ各局への個別出演を拒否

改憲「2020年に縛られぬ」自民表明 首相発言と矛盾も

朝日新聞 2017年5月12日

自民党は11日、衆院憲法審査会の幹事懇談会で、憲法改正を巡る一連の安倍晋三首相による発言は、「党に向けて示したものと理解している」としたうえで、「2020年施行」と年限を区切った発言に審査会が「縛られるものではない」と表明。与野党は18日に審査会を開催することで合意した。

自民はログイン前の続き首相発言を審査会の議論と切り離すことで、審議の再開を優先させた。ただ、首相や党幹部と調整せずに野党との協議を先行させたことから、首相と現場の方針に矛盾が生じかねず、今後、党内や国会で問題となる可能性もある。

首相は3日付の読売新聞インタビューなどで、憲法9条に自衛隊の存在を明記する改憲案と20年施行に言及。衆参予算委員会で「読売新聞を熟読して」などと具体的な答弁を拒んだため、野党は「国会軽視」と強く反発、11日の衆院憲法審の開催が見送られた。

11日の懇談会で自民の中谷元・与党筆頭幹事は、「総裁としての発言は、党内議論を加速すべきだとの趣旨で、他党へ強制や命令できるものではない」と釈明。民進の武正公一・野党筆頭幹事はこの説明に納得せず、協議が続いた。

中谷氏は最終的に、首相発言は自民党内向け▽審査会の具体的スケジュールは各党各会派の協議で決定し、「20年施行」に縛られない▽審査会では今まで通り与野党の合意形成を進める、との3点を約束すると提案。18日に中谷氏がこれらを表明し、森英介・審査会長も「憲法改正の発議権を有しているのはあくまで国会。会長として公正・円満な運営に努める」と述べることを文書でまとめることで、野党は審査会の再開を受け入れた。

18日の審査会は「国と地方のあり方」で各党が意見を表明する予定。だが、与党はこの日に「共謀罪」法案の衆院通過をさせる方針で、国会が混乱すれば再び開催が見送られる可能性がある。(岡本智)

9条2項の死文化、無制限の海外の武力行使に道を開く

安倍首相の改憲発言で 志位委員長が会見

しんぶん赤旗 2017年5月12日(金)

日本共産党の志位和夫委員長は11日、国会内で記者会見し、安倍晋三首相が憲法9条に3項を設け、自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に施行を目指すことと表明したことについて、「単に存在する自衛隊の憲法上の追認にとどまらない。文字通り無制限の海外での武力行使に道を開くことになる」と批判しました。

志位氏は、戦後、政府は違憲の自衛隊をつくり、それを合憲としてきたが、「戦力不保持」を定めた憲法9条2項の制約から、「自衛隊は、我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織であって戦力にあたらぬ」という合憲論を主張し、その帰結として、(1)海外派兵(2)集団的自衛権の行使(3)武力行使を目的とした国連軍への参加—という三つのことができないとしてきたと指摘。安倍政権は、一昨年の安保法制＝戦争法を強行して、この見解に大穴をあけたが、それでもなお少なくとも建前では、さまざまな制約を認めざるを得なかったと述べました。

そうしたもとの9条に3項を設け、自衛隊を明記したらどうなるか。志位氏は「たとえ(戦力不保持を定めた)2項を残したとしても、その2項の死文化に道を開くことになる」と指摘。「なぜなら、3項という独立した項目で自衛隊の存在理由が書かれれば、それが独り歩きすることになるからだ」と強調しました。

志位氏は、たとえば3項に「ただし、国際の平和と日本の独立を確保するために自衛隊を保持する」と書き加えれば、「自衛隊は2項の制約から解放されて、海外における武力行使は文字通り無制限となり、9条2項は死文化されることになる」と指摘。「もともと9条2項の削除は、自民党の改憲論の一貫した宿願であることを忘れてはならない」と強調しました。

志位氏は、「安倍政権のもとの憲法改悪は許さない」は野党4党の合意であることを強調、「必ず阻止するために国民的たたかいを起こしていきたい」と決意を語りました。



(写真) 記者会見する志位和夫委員長＝11日、国会内

志位委員長の会見（要旨）

日本共産党の志位和夫委員長が11日の記者会見で、安倍晋三首相の改憲発言について述べた内容（要旨）は次の通りです。

5月3日、安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記する改憲を行い、2020年に施行を目指すことと表明しました。

発言そのものが二重に憲法違反

まず、このやり方が極めて異常だということを言わなければなりません。日本会議系の改憲派集会和読売新聞のインタビューで表明し、国会では説明を拒否して、「読売新聞を熟読してほしい」と言い放つ態度をとりました。安倍首相は、「あくまで自民党総裁としての発言であって、総理と総裁は別だ」としていますが、こうした言い訳は絶対に成り立ちません。

安倍晋三氏は何よりも内閣総理大臣です。その安倍首相が憲法9条を変えることを時期まで決めて宣言した。これは憲法99条の「憲法尊重擁護義務」に反する憲法違反の発言です。加えて、立法府に対する行政府の不当な介入であるという点では「三権分立の原則」

にも反します。まず、発言そのものが二重に憲法に反する違憲発言です。

さらに、安倍首相は2020年の東京オリンピックに合わせて憲法を変えとも言いました。しかし、誰がどう考えても憲法9条とオリンピックは関係がありません。

“オリンピックのため”とって「共謀罪」を出してくる、“オリンピックのため”とって憲法9条を変える——これはオリンピックの最悪の政治利用だといわねばなりません。オリンピック憲章は、「スポーツの政治利用はしてはならない」としており、オリンピック憲章違反でもあります。

無制限の海外での武力行使

発言の内容は極めて重大です。安倍首相は「9条1項、2項は残し、自衛隊の記述を3項として書き加える」と言っています。こうなるとどうなるか。それは単に存在する自衛隊の憲法上の追認にとどまりません。結論から言うと、文字通り無制限の海外での武力行使に道を開くことになります。

安保法制＝戦争法と9条2項の制約

戦後、政府は違憲の自衛隊をつくり、それを合憲としてきましたが、9条2項——「戦力不保持」という制約から、「自衛隊は、我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織であって戦力にあたらぬ」という合憲論を主張してきました。

そして、「戦力にあたらぬ」ことから三つのことができないとってきました。一つは、海外派兵、二つは、集団的自衛権、三つは、武力行使を目的とした国連軍への参加です。

一昨年の安保法制＝戦争法の強行は、この見解、とくに集団的自衛権に大穴を開けるものとなりました。しかし、そのときも安倍首相は、「イラク戦争やアフガン戦争のような場合に、武力行使を目的にして戦闘に参加することは決してない」「集団的自衛権はあくまで『限定的』なものであって『存立危機事態』が起こったときに限られる」と何度も答弁しました。安保法制＝戦争法をつくったけれども、少なくとも建前では政府はいろいろな制約を認めざるを得なかったのです。

9条2項の死文化に道を開く

そういうもつで、3項を設けて自衛隊を明記したらどうなるか。その場合は、たとえ2項を残したとしても、その2項の死文化に道を開くことになると思います。なぜなら、3項という独立した項目で自衛隊の存在理由が書かれれば、それが独り歩きすることになるからです。3項を根拠にして自衛隊の役割がどんどん広がっていくことになります。

たとえば、3項で「ただし、国際の平和と日本の独立を確保するために自衛隊を保持する」としたらどうなるか。これは、私が勝手にいっているわけではありません。自民党改憲案では、そのような内容が規定として述べられています。その場合は、自衛隊は2項の制約から解き放たれて、海外における武力行使は文字通り無制限となります。9条2項は死文化されることとなります。もともと9条2項の削除は、自民党の改憲論の一貫した宿願であることを忘れてはなりません。

国民的たたかいで阻止しよう

こんなことを国民の誰が望んでいるのか。安倍首相は「機は熟した」といいます。しかし、どの世論調査をとってみても、9条についてはこれを変えるべきではないという声が6割前後と多数です。「機は熟した」といいますが、「熟した」のは首相の頭の中だけであつて、国民世論の中にはそんな「機」はどこにもありません。世界が誇る憲法9条を台無しにする大改悪を絶対に許すわけにはいきません。

野党4党は、「安倍政権のもつでの憲法改悪は許さない」と党首間で合意しています。しっかり野党共闘を強めて、このたくらみを必ず阻止したい。そのための国民的なたたかい

を起こしていきたいと決意しています。

首相発言の撤回求める

衆院憲法審幹事懇 赤嶺議員ら

しんぶん赤旗 2017年5月12日(金)

安倍晋三首相が憲法9条に自衛隊を書き込み2020年に施行すると発言した問題をめぐり、衆院憲法審査会は11日、断続的に幹事懇談会を開きました。日本共産党、民進党、社民党は首相による立法府に対する介入だと批判。首相発言の撤回を求めました。

共産、民進、社民は、安倍首相による憲法改正発議権をもつ国会への不当な介入は07年、13年に続く3度目であり、「断じて容認できない」と批判。特に20年と改憲施行期限を区切ったことは、憲法審査会での議論にたがをはめることになりかねないもので「重ねて容認できない」と強調しました。

与党側は、首相発言は自民党総裁としての考えを党内に向けて示したものであり、「20年施行」についても問題ないとの立場に固執。共産党の赤嶺政賢議員は「憲法改正の発議権をもたない行政の長が不当に立法府に介入してきたものであり、撤回すべきだ」と強く主張しました。

議論が平行線をたどるなか、自民党の船田元・幹事から「総理がらみの発言であることは間違いない。それはみんなの認識だ」との発言があり、中谷元・幹事は「20年施行」について「憲法審査会の具体的スケジュール等は、本審査会自身が各党各会派の協議によって決定するものであり、これに縛られるものではない」と表明。次回18日の審査会冒頭に森英介審査会長が「憲法改正の発議権を有しているのは、あくまでも国会」「私どもの責任において、主体性をもって与野党で丁寧な議論を積み重ねていかねばならない」との趣旨の発言を行う方向となりました。

年金運用先を選別できず GPIF、米・クラスター 弾製造企業の株保有

(東京新聞) 2017年5月12日

国民のお金を預かって年金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)」が、非人道兵器として知られる「クラスター弾」製造企業の株式を保有していることが明らかになった。欧州ではこうした企業を投資の対象から外す年金基金が複数あることから、識者からは「GPIFが特定の企業に投資できなくする仕組みが必要」との声が出ている。(渥美龍太)

クラスター弾は空中で容器が開き、無数の子爆弾を広い範囲でまき散らす。不発弾も含め民間人への被害が大きいことから、保有や製造、使用を禁止したオスロ条約が二〇一〇年に発効し、日本も加盟している。

GPIFが株式を買っていたのは、製造企業の米テキストロン社だ。昨年三月の段階で

約百九十二万株（約八十億円）を保有していた。質問主意書で現状を明らかにした民進党の長妻昭衆院議員は「国民の年金で買うのはおかしい」と主張する。

GPIFの株式の運用は、委託先の運用会社が代表的な株式指数に基づいて、ほぼ自動で複数の株を買う仕組み。テキストロンも運用会社が採用している指数を構成する銘柄だった。特定企業への投資をやめることについて、GPIFを所管する厚生労働省は「年金を増やすという原則に抵触しかねない。担当者の好みで運用ができないように、GPIFが直接投資先を選ぶことも禁じられている」と説明する。

しかし、社会や環境に配慮した「責任投資」を専門とする高崎経済大の水口剛教授によると、海外ではノルウェー、スウェーデン、オランダ、カナダなどの年金基金が、クラスター弾関連企業を投資の対象から外している。議会が法律で明確に投資を禁止したり、独立の第三者委員会が関与したりして実現した。

水口教授は「ルールを定めて外部の委員会を設けるなどすれば倫理に反した投資を客観的に選別することはできる」と提言している。

